

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第10-7号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部を改正する規則

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則（規則第10-5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(審査の請求) 第2条 (略) 2 前項の書面（以下「審査請求書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、審査の請求をしようとする者が正副各1通を、書類、記録その他の資料を添えて委員会に提出しなければならない。 (1)～(7) (略) 3 (略)	(審査の請求) 第2条 (略) 2 前項の書面（以下「審査請求書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、審査の請求をしようとする者が、 <u>記名押印して</u> 、正副各1通を、書類、記録その他の資料を添えて委員会に提出しなければならない。 (1)～(7) (略) 3 (略)

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。